

令和 元年 7月17日

美郷町議会議長 西嶋 二郎 様

美郷町議会議員 福島教次郎  印

政務活動研究報告について

美郷町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

【 提出書類等 】

1. 政務活動研究報告書（様式第7号その2） 1部
2. 領収書等証票類 1式
3. 視察等復命書（視察・研修会・会議等に政務活動費を要した場合）
1式

令和 元年 7月17日

政務活動研究報告書

美郷町議会議員

福島教次郎



支出内訳

科 目	金 額	備 考
調査旅費 及び研修費	77,120	R1.7.9~7.11 議会運営の理論 と実務セミナー受講
資料作成 及び購入費		
広 報 費		
事 務 費		
要請・陳情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		

復命書

下記の用務に基づき下記セミナーに参加しましたので下記のとおり復命します。

令和 元年 7月17日

福島教次郎 

研修日時 令和元年7月9日13時～10日16時（11日移動日）
研修先 （株）地方議会総合研究所（京都テルサ2階視聴覚研修室）
研修内容 議会運営の理論と実務（1.5日セミナー）

1. 本会議運営の理論と実務
2. 委員会運営の理論と実務
3. 協議等の場
4. 公聴会・参考人
5. 再議
6. 専決処分
7. 長に対する不信任議決
8. 意見書・請願・陳情
9. 懲罰・資格決定
10. 兼業禁止

以上が研修項目であり添付資料のとおり。なお、決済後は添付「セミナー資料」の還付を希望します。

本町の議会運営はほぼ講義内容に沿った形で運営されているものと改めて認識したが、様々な観点から感じた点を取り上げ報告します。

・招集告示のあり方 定例会告示は（p21）付議事件不要、臨時議会は付議する事件全て記載する必要がある。但し、議長選挙、副議長選挙等については告示事項とすべきでない（p38）

・通年会期（p42）と通年議会（p45）があるが、いずれにしても臨時議会を補完するもので有り、それぞれにメリとデメがある。（柏崎市⇒地震により議会の招集が出来なかったために通年会期としたもの）

・休日議会、夜間議会（p87）⇒⇒土日なら人が来るのか。おもしろくないから来ない。定数、報酬についても真からの関心は少ない。結果、土日・夜間でお金をかけてやってもやればやるほど人が（傍聴者）減っているのが現実である。ただ、議会に関心を持たせるきっかけになればいい。走り回る子どもや赤ちゃんが来ても大丈夫のような環境作り努力が必要になってくる。議員に負担が掛かってくるように大変のわりに傍聴者は増えないのが現実である。（p

90 喬木村)

・質問は何でも言える・定例会のみ (p 134) と質疑は定例会&臨時会でも出来る。自分の意見は言えない (p 138) (p 140)。

・議長における質疑・討論⇒発言が終われば議長席に復す、ただし、その議題の表決が終わるまで議長席に復することは出来ない。(議長がやれば副議長(反対派)がやるまた、次仮議長がやる。始末におえないことになる事もある。(p 160)

・人事案件に関する審議での討論 (p 168) (p 127に関連有り)
出来るが普通はしない。ここで討論するという事は反対である。討論の中で誹謗や中傷、プライバシーの侵害に深く関わる事生じ裁判沙汰になることが多い。申し合わせにより他の委員会で審査する事が多い。

・採決⇒ (p 170) 参議院では押しボタン式採決、最近ではスマホ或いはタブレットにより採決しているところもある。

・会議録 (p 195) (p 132) ⇒原本と配布用の2醜類がある。発言取り消しが認められてもその経過は消えない。之は原本で残る。配布用には空欄で残す事になる。

・兼業の禁止 (p 409) ⇒殆どの場合が当てはまらない。(感情と道議と法律の違いがある)

今回の「議会運営の理論と実務」セミナーを受講して、すぐに実力発揮できるというものはないが、知っていることには自信を持たせてくれ、初めて知ったことや情報は何か知らん大きな知識を得た思いである。初めての経験であったがこのような機会があれば積極的に参加し、今後とも自己研鑽に努めたい。

以上

調査旅費及び研修費

1. 交通費

26,820 円

私有車借り上げ料 2,400 円
自宅～大朝IC駐車場往復 片道 30 km
40円/kmの旅費規程を準用した。

高速バス乗車券代 3,280 円
大朝IC停留所～JR広島駅 片道1,640円×往復
(別添領収書のとおり)

新幹線乗車券・自由席特急券 21,140 円
JR広島駅～京都駅 片道10,570円×往復
(別添領収書のとおり)

2. セミナー受講料 35,000 円
(別添領収書のとおり)

3. 宿泊料 15,300 円
(別添領収書のとおり)

合計 77,120 円

領 収 書

№ 545415

福島 敬次郎 様


金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	1	6	4	0

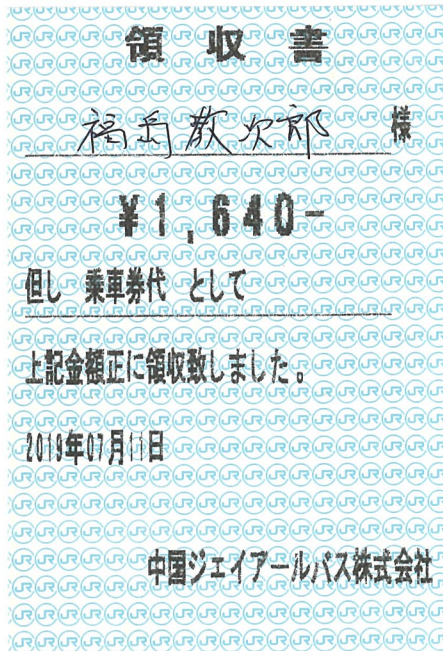
ただし、1. 乗車券類(消費税及び地方消費税を含んでいます)
2. クレジット扱い

バス代として
上記の金額を領収しました。

収入印紙
(200円)
5万円未満不要
100万円超のもの
は印紙税額一
覧表による

2019年7月9日
中国ジェイアールバス株式会社
発行箇所 浜田営業所

取扱者




ご利用明細書
STATEMENT

1/1

部屋番号 ROOM No. 1915	お名前 NAME 福島 教次郎		Mr. Ms. 様	ご人数 NUMBER OF PEOPLE 1
ご到着日 ARRIVAL 07/09	ご出発日 DEPARTURE 07/11	備考 REMARKS	発行日 DATE OF ISSUED 19/07/09	

日付 DATE	部屋番号 ROOM No.	摘要 DESCRIPTION	ご料金 CHARGE	備考 REMARKS
07/09	1915	宿泊料	7,180	
07/09	1915	宿泊税	200	
07/10	1915	宿泊料	7,720	
07/10	1915	宿泊税	200	

ご署名
SIGNATURE

ご利用金額
TOTAL AMOUNT **¥15,300**

(ご料金合計には消費税 ¥1,102 を含みます。)
A consumption tax 1,102 yen is included in the total price.
(ご料金合計には宿泊税 ¥400 を含みます。)
A accommodation tax 400 yen is included in the total price.

領収書
RECEIPT

福島 教次郎

様

¥15,300 -

(内宿泊税 ¥400 内消費税 ¥1,102)

但し ご宿泊代として

上記正に領収致しました。

収入
印紙

日付: 2019/07/09 No.473750-DP
CA 15,300

担当: 葛迫

領収証

No.

2019年7月9日

福島教次郎 様

金額

¥35,000

内

消費税等

現金

但 7月9日・10日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



領収証

No. 424

福島様

★ 7/26/40-

但 7/19, 11 新幹線乗車券、自由席特急券以
2019年7月5日 上記正に領収いたしました。



内訳	
現金	
小切手	



大和観光株式会社

代表取締役 中原 啓介
〒696-0704 島根県邑智郡美郷町都賀本郷125番地2
TEL. 0855-82-2252 FAX. 0855-82-2880

取 入 紙
印

税抜金額
消費税額